

第1号議案

平成24年度足立区一般会計
補正予算(第5号)

予 算 総 則

平成24年度足立区一般会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,043,523千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ251,011,080千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(特別区債の補正)

第4条 特別区債の変更は、「第4表 特別区債補正」による。

平成25年2月21日提出

足立区長 近藤 弥生

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

科 目		補正前の額	補正額	計
款	項	(千円)	(千円)	(千円)
1 特別区税		41,761,328	916,027	42,677,355
	1 特別区民税	37,312,302	247,393	37,559,695
	2 軽自動車税	314,470	6,306	320,776
	3 特別区たばこ税	4,134,556	662,328	4,796,884
2 地方譲与税		1,091,001	△6,000	1,085,001
	1 地方揮発油譲与税	338,000	△6,000	332,000
3 利子割交付金		503,000	△20,000	483,000
	1 利子割交付金	503,000	△20,000	483,000
5 株式等譲渡所得割交付金		57,000	△9,000	48,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	57,000	△9,000	48,000
6 地方消費税交付金		6,500,000	150,000	6,650,000
	1 地方消費税交付金	6,500,000	150,000	6,650,000
8 自動車取得税交付金		561,000	77,000	638,000
	1 自動車取得税交付金	561,000	77,000	638,000
9 地方特例交付金		413,000	176,892	589,892
	1 地方特例交付金	413,000	176,892	589,892
11 特別区交付金		87,723,138	1,476,862	89,200,000
	1 特別区財政調整交付金	87,723,138	1,476,862	89,200,000
12 分担金及び負担金		3,536,116	△181,001	3,355,115
	1 負担金	3,536,116	△181,001	3,355,115
13 使用料及び手数料		4,056,937	△14,795	4,042,142
	1 使用料	3,205,343	△18,029	3,187,314
	2 手数料	851,594	3,234	854,828
14 国庫支出金		54,240,020	99,174	54,339,194
	1 国庫負担金	51,159,745	82,100	51,241,845

科 目		補正前の額	補正額	計
款	項	(千円)	(千円)	(千円)
	2 国庫補助金	3,045,066	17,074	3,062,140
15 都支出金		14,671,717	△95,273	14,576,444
	1 都負担金	8,149,027	39,748	8,188,775
	2 都補助金	5,155,750	△154,033	5,001,717
	3 都委託金	1,366,940	19,012	1,385,952
16 財産収入		476,019	539,512	1,015,531
	1 財産運用収入	387,892	△26,663	361,229
	2 財産売払収入	88,127	566,175	654,302
17 寄付金		46,084	15,749	61,833
	1 寄付金	46,084	15,749	61,833
18 繰入金		20,202,306	468,873	20,671,179
	1 基金繰入金	20,097,198	196,906	20,294,104
	2 特別会計繰入金	105,108	271,967	377,075
20 諸収入		3,489,828	423,503	3,913,331
	1 延滞金、加算金及び過料	70,121	17,547	87,668
	3 貸付金元利収入	1,615,665	324,523	1,940,188
	4 受託事業収入	164,558	18,037	182,595
	5 雑入	1,638,523	63,396	1,701,919
21 特別区債		5,185,000	△974,000	4,211,000
	1 民生債	112,000	△8,000	104,000
	2 土木債	2,187,000	△392,000	1,795,000
	3 教育債	2,882,000	△574,000	2,308,000
歳入合計		247,967,557	3,043,523	251,011,080

歳出

科 目		補正前の額	補正額	計
款	項	(千円)	(千円)	(千円)
1 議会費		1,003,146	△23,676	979,470
	1 議会費	1,003,146	△23,676	979,470
2 総務費		25,750,094	6,342,172	32,092,266
	1 総務管理費	20,818,798	6,438,479	27,257,277
	2 徴税費	1,182,758	△15,523	1,167,235
	3 区民費	2,781,020	△14,610	2,766,410
	4 戸籍及び住民基本台帳費	548,233	△53,166	495,067
	5 選挙費	252,157	△1,168	250,989
	6 統計調査費	52,736	△8,020	44,716
	7 監査委員費	114,392	△3,820	110,572
3 民生費		116,452,071	△752,233	115,699,838
	1 社会福祉費	26,148,942	△122,581	26,026,361
	2 児童福祉費	40,813,502	△635,240	40,178,262
	3 生活保護費	49,309,394	18,626	49,328,020
	4 国民年金費	180,233	△13,038	167,195
4 産業経済費		3,272,259	△144,587	3,127,672
	1 産業経済費	3,173,044	△135,541	3,037,503
	2 農業費	99,215	△9,046	90,169
5 環境衛生費		18,306,644	△562,372	17,744,272
	1 環境費	1,622,910	△38,725	1,584,185
	2 衛生費	8,142,066	△264,416	7,877,650
	3 清掃費	8,541,668	△259,231	8,282,437
6 土木費		18,548,481	△555,273	17,993,208
	1 土木管理費	1,716,267	△76,636	1,639,631
	2 道路橋梁費	2,966,841	△61,089	2,905,752

科 目		補正前の額	補正額	計
款	項	(千円)	(千円)	(千円)
	3 河川費	172,702	△39,758	132,944
	4 都市計画費	13,692,671	△377,790	13,314,881
7 教育費		29,897,745	△746,189	29,151,556
	1 教育総務費	6,733,291	△206,492	6,526,799
	2 小学校費	9,012,275	△229,325	8,782,950
	3 中学校費	6,277,373	△60,114	6,217,259
	4 校外施設費	324,987	△970	324,017
	5 幼稚園費	2,322,149	△30,513	2,291,636
	6 社会教育費	4,830,037	△217,775	4,612,262
	7 社会体育費	397,633	△1,000	396,633
8 公債費		9,851,931	501,528	10,353,459
	1 公債費	9,851,931	501,528	10,353,459
9 諸支出金		24,585,186	△1,015,847	23,569,339
	1 特別会計繰出金	24,585,186	△1,015,847	23,569,339
歳 出 合 計		247,967,557	3,043,523	251,011,080

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	情報システムの構築、改造事業	80,850 千円
6 土木費	4 都市計画費	都市防災不燃化促進事業	15,240 千円
6 土木費	4 都市計画費	土地区画整理事業	160,000 千円
6 土木費	4 都市計画費	鉄道立体化の促進事業	1,304,971 千円
6 土木費	4 都市計画費	公園等の新設事業	52,800 千円
6 土木費	4 都市計画費	道路の新設事業	80,000 千円
7 教育費	4 校外施設費	校外施設の整備事業	60,620 千円

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事 項 名	期 間	限 度 額
「あだちグロットウォーキング」業務委託	平成24年度から 平成25年度まで	6,122千円
千住あずま住区センター本館改築工事 の設計委託	平成24年度から 平成26年度まで	30,915千円
補助第138号線その3工区整備事業負 担金	平成24年度から 平成44年度まで	2,196,228千円
足立区立せきや学童保育室の管理運営	平成25年度から 平成27年度まで	足立区が指定管理者との 協定に基づき負担する施 設の管理運営費
足立区立なかよし学童保育室の管理運 営	平成25年度から 平成27年度まで	足立区が指定管理者との 協定に基づき負担する施 設の管理運営費
足立区立竹の塚学童保育室の管理運営	平成25年度から 平成28年度まで	足立区が指定管理者との 協定に基づき負担する施 設の管理運営費
足立区立中島根学童保育室の管理運 営	平成25年度から 平成27年度まで	足立区が指定管理者との 協定に基づき負担する施 設の管理運営費
足立区立新田学園第二学童保育室の 管理運営	平成24年度から 平成29年度まで	足立区が指定管理者との 協定に基づき負担する施 設の管理運営費
足立区立亀田学童保育室の管理運営	平成24年度から 平成29年度まで	足立区が指定管理者との 協定に基づき負担する施 設の管理運営費
足立区西新井文化ホールの管理運営	平成24年度から 平成29年度まで	足立区が指定管理者との 協定に基づき負担する施 設の管理運営費
足立区竹の塚地域学習センターの管理 運営	平成25年度から 平成26年度まで	足立区が指定管理者との 協定に基づき負担する施 設の管理運営費
足立区中央本町地域学習センターの管 理運営	平成25年度から 平成26年度まで	足立区が指定管理者との 協定に基づき負担する施 設の管理運営費
足立区東和地域学習センターの管理運 営	平成25年度から 平成26年度まで	足立区が指定管理者との 協定に基づき負担する施 設の管理運営費
足立区佐野地域学習センターの管理運 営	平成25年度から 平成26年度まで	足立区が指定管理者との 協定に基づき負担する施 設の管理運営費

事 項 名	期 間	限 度 額
足立区江北地域学習センターの管理運営	平成25年度から 平成26年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
足立区新田地域学習センターの管理運営	平成25年度から 平成26年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
足立区興本地域学習センターの管理運営	平成25年度から 平成26年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
足立区伊興地域学習センターの管理運営	平成25年度から 平成26年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
足立区鹿浜地域学習センターの管理運営	平成25年度から 平成26年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
足立区梅田地域学習センターの管理運営	平成24年度から 平成29年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
足立区花畑地域学習センターの管理運営	平成24年度から 平成29年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
足立区東綾瀬公園温水プールの管理運営	平成24年度から 平成29年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
足立区総合ボランティアセンター・足立区西綾瀬ボランティアセンターの管理運営	平成25年度から 平成27年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
足立区高齢者在宅サービスセンター西新井の管理運営	平成25年度から 平成27年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
足立区ケアハウス六月の管理運営	平成25年度から 平成27年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
足立区綾瀬福祉園の管理運営	平成25年度から 平成27年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
足立区大谷田就労支援センターの管理運営	平成25年度から 平成27年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
足立区大谷田ホームの管理運営	平成25年度から 平成27年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費

事 項 名	期 間	限 度 額
足立区精神障がい者自立支援センターの管理運営	平成24年度から平成29年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
足立区リサイクルセンターあだち再生館の管理運営	平成25年度から平成28年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
足立区竹ノ塚駅西口公共駐車場の管理運営	平成24年度から平成29年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
足立区関原の森・愛恵まちづくり記念館・足立区まちづくり工房館の管理運営	平成25年度から平成26年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
江北公園及び荒川鹿浜橋緑地の一部(都市農業公園)の管理運営	平成25年度から平成28年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
足立区立花畑公園桜花亭の管理運営	平成24年度から平成29年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
足立区立日光林間学園の管理運営	平成24年度から平成29年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
足立区立やよい保育園の管理運営	平成25年度から平成27年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
足立区立さつき保育園の管理運営	平成25年度から平成27年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
足立区立せきや保育園の管理運営	平成25年度から平成27年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
足立区立青井保育園の管理運営	平成25年度から平成28年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
足立区立東保木間保育園の管理運営	平成25年度から平成29年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
足立区立谷在家保育園の管理運営	平成25年度から平成30年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費
足立区立伊興大境保育園の管理運営	平成25年度から平成31年度まで	足立区が指定管理者との協定に基づき負担する施設の管理運営費

事 項 名	期 間	限 度 額
足立区立新田さくら保育園の管理運営	平成25年度から 平成31年度まで	足立区が指定管理者との 協定に基づき負担する施 設の管理運営費
足立区立水神橋保育園の管理運営	平成25年度から 平成33年度まで	足立区が指定管理者との 協定に基づき負担する施 設の管理運営費
足立区立新田おひさま保育園の管理運 営	平成25年度から 平成32年度まで	足立区が指定管理者との 協定に基づき負担する施 設の管理運営費
足立区立青井おひさま保育園の管理運 営	平成25年度から 平成33年度まで	足立区が指定管理者との 協定に基づき負担する施 設の管理運営費
足立区立千住保育園の管理運営	平成24年度から 平成34年度まで	足立区が指定管理者との 協定に基づき負担する施 設の管理運営費
足立区立竹の塚保育園の管理運営	平成24年度から 平成35年度まで	足立区が指定管理者との 協定に基づき負担する施 設の管理運営費
足立区立(仮称)新田三丁目保育園の 管理運営	平成24年度から 平成34年度まで	足立区が指定管理者との 協定に基づき負担する施 設の管理運営費
足立区こども未来創造館の管理運営	平成24年度から 平成29年度まで	足立区が指定管理者との 協定に基づき負担する施 設の管理運営費

第4表 特別区債補正

(単位 千円)

1 変更

起債の目的	補 正 前				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	備 考
住区施設建設	112,000	普通貸借または証券発行の方法により政府、その他より起債する。 証券発行の場合における発行価格は額面100円につき98円以上とする。 なお、証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を左欄の限度額に加算した金額を限度額とすることもある。	7.0%	起債のときから据置期間を含め30年以内に償還する。 ただし、融通条件または財政の都合により、償還年限を短縮し繰上償還または借換えすることもある。	金融事情、その他の都合により、起債の全部または一部を翌年度に繰延起債することもある。
道路整備	574,000				
総合住環境整備	211,000				
公園緑地新設拡充	337,000				
土地区画整理	1,065,000				
校舎建設	879,000				
学校施設改修(投資)	1,530,000				
子ども文化施設改修	473,000				

※ ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

(単位 千円)

起債の目的	補 正 後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	備 考
住区施設建設	104,000	普通貸借または証券発行の方法により政府、その他より起債する。 証券発行の場合における発行価格は額面100円につき98円以上とする。 なお、証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を左欄の限度額に加算した金額を限度額とすることもある。	7.0% 以内 ※	起債のときから据置期間を含め30年以内に償還する。 ただし、融通条件または財政の都合により、償還年限を短縮し繰上償還または借換えすることもある。	金融事情、その他の都合により、起債の全部または一部を翌年度に繰延起債することもある。
道路整備	408,000				
総合住環境整備	63,000				
公園緑地新設拡充	233,000				
土地区画整理	1,091,000				
校舎建設	711,000				
学校施設改修(投資)	1,165,000				
子ども文化施設改修	432,000				

※ ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。